

おいしい鳥取PR推進事業費補助金交付要綱

制 定：平成15年4月11日付市開第9号鳥取県知事通知

最終改正：令和5年6月19日付第202300051565号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、おいしい鳥取PR推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県産の農林水産物及び農林水産加工品の県外への販路開拓と消費拡大を図ることにより、県内生産者及び農商工連携に取り組む事業者の所得向上、生産意欲の向上と本県産業の振興に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、2分の1を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業を開始する20日前までに行わなければならない。ただし、年度当初に開始する事業についてはこの限りではない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5%を超えている公益法人等（消費税法別表第三条に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として20日が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更にする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第4号及び第5号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第6号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額を県に返還しなければならない。

(事業内容の公表)

第8条 知事は、規則第18条第1項に規定する交付金額を確定した後、対象事業の概要及び成果の状況を取りネットの販路拡大・輸出促進課ホームページに掲載するものとする。

(雑 則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月23日から施行し、平成16年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月29日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月19日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 区分	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助限度額
消費者等交流	(1) 農林業経営体又は漁業者 (2) 構成員の一部に(1)を含む任意組織 (3) 県内の伝統的な加工食品を製造する小規模事業者、当該業種の事業者で構成する任意組織又は組合 (4) 鳥取県内の農林水産物生産者と連携した食品を製造する小規模な食品加工製造事業者	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。 ・ 県外の販売先等を通じて募集するなどした消費者と県内生産者の県内での交流（産地視察、農業体験、意見交換会等） ・ シェフ等の産地視察に係る経費 なお、事業の実施にあたっては、消費者やバイヤー等の声を拾うため、次のいずれかの取組を実施すること。 ・ アンケートの実施 ・ 外部専門家の活用 招へいした消費者等の旅費交通費、謝金、食糧費（原則として飲酒を伴うなどの懇親会的なものは対象外）、賃借料（設備等使用料含む）、保険料、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、印刷製本費、会議費、役務費、委託費 等	150 千円 （任意組織又は組合で補助事業参加者が4構成者以上の場合は300千円）
販路開拓	(1) 農林業経営体又は漁業者 (2) 構成員の一部に(1)を含む任意組織 (3) 県内の伝統的な加工食品を製造する小規模事業者、当該業種の事業者で構成する任意組織又は組合 (4) 鳥取県内の農林水産物生産者と連携した食品を製造する小規模な食品加工製造事業者	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ（とっとりおかやま新橋館）での取組は除く。 ・ 特定の小売店等とのタイアップによる販路拡大 ・ 複数団体の連携による共同PR、販売促進（県外団体との連携も含む） ・ 新たな流通確立のためのテストマーケティング ・ 展示会、商談会等への参加 ・ 商品PRイベント等の開催 ・ 多くの来場者が見込めるイベント等への出展 ・ その他知事の認めるもの なお、事業の実施にあたっては、消費者やバイヤー等の声を拾うため、次のいずれかの取組を実施すること。 ・ アンケートの実施 ・ 外部専門家の活用 旅費交通費、謝金、賃借料（設備等使用料含む）、出展料、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、印刷製本費、会議費、役務費、委託費 等	150 千円 （任意組織又は組合で、補助事業参加者が4構成者以上の場合は300千円）
販路定着化	(1) 農林業経営体又は漁業者 (2) 構成員の一部に(1)を含む任意組織 (3) 県内の伝統的な加工食品を製造する小規模事業者、当該業種の事業者で構成する任意組織又は組合 (4) 鳥取県内の農林水産物生	県外における販路開拓拠点（インショップ等）定着化の取組のために行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ（とっとりおかやま新橋館）での取組は除く。原則として、既に一定の取引があり、その取引を定着・拡大するために行う取組に限る。 ・ インショップ展開	200 千円 （任意組織又は組合で、補助事業参加者が4構成者以上の場合は400千円）

	産者と連携した食品を製造する小規模な食品加工製造事業者	・同一店舗での1月以上のテスト販売 ・同一店舗で年4回以上の試食販売の実施 ・その他知事の認めるもの なお、事業の実施にあたっては、消費者やバイヤー等の声を拾うため、次のいずれかの取組を実施すること。 ・アンケートの実施 ・外部専門家の活用 旅費交通費、謝金、賃借料（設備等使用料含む）、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、印刷製本費、会議費、役務費、委託費 等	
--	-----------------------------	---	--

（特記事項）

- 1 農林業経営体とは、鳥取県内において農産物又は林産物の生産を自ら行う、次の（１）又は（２）に該当する者であり、食のみやこ鳥取ブランド団体交付金の交付対象団体は除く。
 - （１）経営耕地面積が30a以上の者
 - （２）農作物等の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷頭羽数等が、一定の外形基準以上の規模（以下の規模を満たすもの ①露地野菜作付面積15a、②施設野菜栽培面積350㎡、③果樹栽培面積10a、④露地花き栽培面積10a、⑤施設花き栽培面積250㎡、⑥搾乳牛飼養頭数1頭、⑦肥育牛飼養頭数1頭、⑧豚飼養頭数15頭、⑨採卵鶏飼養羽数150羽、⑩ブロイラー年間出荷羽数1,000羽、⑪1年間における農生産物等の総販売額50万円に相当する事業の規模）である者
- 2 漁業者とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業を行う者であり、食のみやこ鳥取ブランド団体交付金の交付対象団体は除く。
- 3 県内の伝統的な加工食品とは、酒造及び菓子、味噌、醤油等、地域に古くから伝わる伝統的な製造方法でつくられている農林水産加工食品である。
- 4 小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定める、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者とする。
- 5 一連の事業だと明らかに認められる事業を年度をまたがり実施する場合は、複数年度合計で単年度分の補助限度額を適用する。
- 6 同一内容の取組については、初めて本補助金の交付を受けた年度から3年度以内の事業に限る。任意組織の場合、団体名が異なっても構成メンバーが半数以上同じである場合等は、実質的に同じ団体と見なす。
- 7 同一事業実施主体による申請は、補助限度額の範囲内であれば、同一年度において複数回行うことも可とする。ただし、同一事業実施主体が、販路開拓事業と販路定着化事業を同一年度に申請することは出来ない。
- 8 委託費については、県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合については、この限りでない。